

建築基準法施行令第108条の3第1項第二号の認定に係る評価項目一覧表（耐火構造）

基準 (令第108条の3第1項第一号イ、ロ)	耐火構造とみなす建築物の部分	計画内容	検討事項	該当ページ
<p>イ 主要構造部ごとに当該建築物の屋内において発生が予想される火災による火熱が加えられた場合に、当該主要構造部が次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>(1) 耐力壁である壁、柱、床、はり、屋根及び階段にあつては、当該建築物の自重及び積載荷重(第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における建築物の主要構造部にあつては、自重、積載荷重及び積雪荷重。以下この条において同じ。)により、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。</p> <p>(2) 壁及び床にあつては、当該壁及び床の加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。</p> <p>(3) 外壁及び屋根にあつては、屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること。</p> <p>ロ 外壁が、当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が1時間(延焼のおそれのある部分以外の部分にあつては、30分間)加えられた場合に、次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>(1) 耐力壁である外壁にあつては、当該外壁に当該建築物の自重及び積載荷重により、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。</p> <p>(2) 外壁の当該加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。</p>	<p>(この記入においては、Cルートの対象になる部分とそれ以外の部分がわかるように記入してください。)</p>			